

ない視点での施策の検討や新しい価値の創出が可能となります。

スマートシティの実現により、生活の利便性や安全性をデジタル技術の活用によって補いながら、市内企業や事業所、事業者の皆様とも情報を共有し、収集したデータを活用した新しい事業やビジネスの創出につなげ、地域の魅力をそのままに大都市に負けない利便性と可能性を探り、持続可能でゆとりある安心な暮らしの実現を目指してまいります。

今後とも、DXにとどまらず、可能な限りの手段を講じ、本市の存在感を高め、地域の経済成長も図りながら、市民の皆様が長井を誇りに思い、「長井に生まれてよかった」と実感していただけるようなまちづくりを進めてまいります。

私は、令和4年11月の市長選挙において、5度目の当選を果たささせていただきました。無投票当選という市民の皆様からの負託の重さをかみしめながら、新たな任期も初心に戻って、「みんなで創る しあわせに暮らせるまち 長井」実現のため、全力で邁進してまいります。

市議会議員の皆様、そして市民の皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます、令和5年度の施政方針とさせていただきます。

なお、令和5年度の事務事業については、お届けしております予算書等をご覧ください、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

大変長時間、ご清聴誠にありがとうございます。

○浅野敏明議長 施政方針に関する説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時40分といたします。

午前11時32分 休憩

午前11時40分 再開

○浅野敏明議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

日程第4 報告第1号 寄附採納の報告について

日程第5 報告第2号 専決処分の報告について（車両事故に係る損害賠償の額の決定について）

○浅野敏明議長 日程第4、報告第1号 寄附採納の報告について及び日程第5、報告第2号 専決処分の報告について（車両事故に係る損害賠償の額の決定について）の2件を一括議題といたします。

報告を受けることといたします。

内谷重治市長。

（内谷重治市長登壇）

○内谷重治市長 報告第1号 寄附採納の報告についてご説明申し上げます。

令和4年1月から令和4年12月までに寄附を受けた物件、金員等の内容につきましては、お手元の報告のとおりでございます。

このうち一般寄附につきましては76件、心のまちづくり基金につきましては3件、10万8,840円、地域福祉基金につきましては4件、44万500円、文教の杜運営基金につきましては、寄附はございませんでした。ふるさと応援基金につきましては9万1,674件、16億73万5,500円の寄附がございました。

ご寄附いただきました皆様に対して、厚くお礼申し上げます。

なお、頂きました物件、金員等につきましては、寄附の目的に沿って活用させていただきます。

続きまして、報告第2号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本件は、車両事故に係る損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたものでございます。

内容といたしましては、公用車運転中に損害賠償請求者所有のブロック塀に接触した車両事故に関し、損害賠償請求者に対して8,800円をお支払いいたすものでございます。

車両の運転につきましては常に事故のないよう指導しているところでございますが、今後なお一層の注意を喚起し、安全な運転に努めてまいります。

以上、報告を申し上げます。

○浅野敏明議長 報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 質疑もないので、これで報告を終わります。

日程第6 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度長井市一般会計補正予算第12号)

日程第7 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度長井市一般会計補正予算第13号)

○浅野敏明議長 次に、日程第6、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度長井市一般会計補正予算第12号)及び日程第7、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度長井市一般会計補正予算第13号)の2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○内谷重治市長 報告第3号及び報告第4号についてご説明申し上げます。

これらはいずれも専決処分の承認を求めることについてでございます。報告第3号では令和4年度一般会計補正予算第12号について、報告第4号では令和4年度一般会計補正予算第13号について、専決処分させていただいたものでございます。

補正予算第12号では、財政調整基金繰入金及び前年度繰越金を財源として、市営バス運営事業に27万円、道路除雪事業に8,500万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ200億9,528万円といたしましたものでございます。

また、補正予算第13号では、歳入に特別交付税1億8,000万円の増額を見込み、それを財源として道路除雪事業に6,000万円を追加いたしますとともに、財政調整基金繰入金を減額し、予算の総額を201億5,528万円といたしましたものでございます。

よろしくご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○浅野敏明議長 提案者の説明が終わりました。

これから順次質疑、討論、採決を行います。

まず、日程第6、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度長井市一般会計補正予算第12号)の1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、報告第3号について、討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

報告第3号は、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○浅野敏明議長 起立全員であります。

よって、報告第3号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第7、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度長井市一般会計補正予算第13号）の1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○浅野敏明議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、報告第4号について討論を行います。ご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○浅野敏明議長 意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

報告第4号は、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○浅野敏明議長 起立全員であります。

よって、報告第4号は、承認することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時47分 休憩

午後 1時00分 再開

○浅野敏明議長 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

なお、寒河江 忠農業委員会長から早退させてほしい旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

日程第8 議案第10号 置賜広域行政事務組合規約の一部変更について外31件

○浅野敏明議長 日程第8、議案第10号 置賜広域行政事務組合規約の一部変更についてから日程第39、議案第9号 令和5年度長井市下水道事業会計予算までの32件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○内谷重治市長 議案第10号 置賜広域行政事務組合規約の一部変更についてご説明申し上げます。

本案は、第5次置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏計画が令和4年度をもって計画期間の満了を迎え、次期計画を策定しないことから、置賜広域行政事務組合規約の変更をいたすため、地方自治法第290条の規定に基づき、ご提案申し上げます。

続きまして、議案第11号から第14号までの4件の議案についてご説明申し上げます。

これらはいずれも指定管理者の指定についてございまして、議案第11号では長井市パークゴルフ場をのがわクラブに、議案第12号では長井市文教の杜ながいを一般財団法人文教の杜ながいに、議案第13号では長井市豊田児童センターを社会福祉法人長井市社会福祉協議会に、そして議案第14号では長井市観光交流センターを一般財団法人置賜地域地場産業振興センターにそれぞれ指定管理者として管理を行わせるため、ご提案申し上げます。

次に、議案第15号 市道路線の認定についてご説明申し上げます。

本案は、成田地区における県営農地整備事業

による市道高関3号線の終点の変更及び市道高関南線の起点の変更に伴い市道路線の認定を行うため、ご提案申し上げるものでございます。

議案第16号 市道路線の廃止についてご説明申し上げます。

本案は、成田地区における県営農地整備事業による市道高関3号線の終点の変更及び市道高関南線の起点の変更並びに市道深町線の廃止に伴う3路線について、市道路線の廃止を行うため、ご提案申し上げるものでございます。

議案第17号 長井市個人情報保護法施行条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項について定めるため、ご提案申し上げるものでございます。

議案第18号 長井市犯罪被害者等支援条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、犯罪被害者等基本法の基本理念に基づき、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めるため、ご提案申し上げるものでございます。

議案第19号 長井市教育施設使用条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、市内小・中学校の体育館棟に冷暖房設備の設置が完了したことに伴い、冷暖房の使用に当たって徴収する費用を定めるため、ご提案申し上げるものでございます。

議案第20号 長井市児童センター及び学童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、長井市致芳学童クラブの位置を変更するに当たり、所要の改正を行うため、ご提案申し上げるものでございます。

議案第21号 長井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご

説明申し上げます。

本案は、民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行に伴い、所要の改正を行うため、ご提案申し上げるものでございます。

続きまして、議案第22号 長井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準等の改正に伴い、所要の改正を行うため、ご提案申し上げるものでございます。

議案第23号 長井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うため、ご提案申し上げるものでございます。

議案第24号 長井市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、金額が引き上げられた出産育児一時金について、子育て支援の一環として出産費用に係る経済的負担の軽減を図り、市独自に55万円とするため、ご提案申し上げるものでございます。

議案第25号 長井市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、長井市消防団員の条例定数の適正化を図るため、ご提案申し上げるものでございます。

議案第26号 長井市農村地域工業導入審議会条例を廃止する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、長井市農村地域工業導入審議会を廃止するため、ご提案申し上げるものでございます。

続きまして、議案第27号 令和4年度長井市一般会計補正予算第14号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に16億5,760万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ218億1,288万5,000円といたすものでございます。

このたびの補正は、歳出において、国の補正予算を含む国庫補助事業受入れのための事業費を措置するとともに、時間外勤務手当の増額、事業の確定による不用額の計上や事業費の変更を行うものでございます。

一方、歳入におきましては、普通交付税の再算定により地方交付税を増額するとともに、事業費の確定、変更に伴い、国庫支出金、市債等の財源を更正、調整しております。

次に、第2条の繰越明許費、第3条の債務負担行為及び第4条の地方債の補正につきましては、それぞれ第2表、第3表、第4表のとおり追加、変更いたすものでございます。

議案第28号 令和4年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に3,577万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億8,013万1,000円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、令和3年度普通交付税の精算による償還金の追加、決算見込みによる歳入歳出の追加、減額及びそれに伴う歳出の財源内訳の変更をいたすものでございます。

議案第29号 令和4年度長井市介護保険特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に991万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ33億8,042万円といたすものでございます。

補正の主な内容は、介護給付費準備基金積立金を増額いたすものでございまして、これらの財源として国庫支出金を増額いたすものでございます。

議案第30号 令和4年度長井市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額から544万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,942万1,000円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、歳入において、保険料軽減額の確定に伴い一般会計繰入金を減額するとともに、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金を減額いたすものでございます。

続きまして、議案第31号 令和4年度長井市水道事業会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。

補正の内容につきましては、第2条の収益的収入及び支出におきまして、今泉地区農業集落排水管路更新工事に伴う配給水管移設工事補償金収入の増、無形固定資産のダム使用権に係る繰延収益の修正により、収入の水道事業収益を1,307万6,000円増額し、あわせて、長井ダム維持管理負担金の増、無形固定資産のダム使用権に係る減価償却費の修正により、支出の水道事業費用を353万7,000円増額いたすものでございます。

次に、議案第32号 令和4年度長井市下水道事業会計補正予算第5号についてご説明申し上げます。

補正の内容につきましては、第2条の収益的収入及び支出におきまして、動力費の高騰、浄化槽の修繕及び減価償却費等の増額に伴い、支出の第1款から第4款まで計3,000万7,000円を増額し、あわせて収入の第1款から第4款まで、一般会計補助金等を3,340万4,000円増額いたす

ものでございます。

第3条の資本的収入及び支出におきましては、支出の建設改良費等に今泉地内における上水道配給水管移設工事に係る補償費の増額及び職員人件費の減額等に伴い7万円を減額し、あわせて収入の一般会計補助金を決算見込額に基づく財政調整も含めて2,142万1,000円減額いたすものでございます。

第4条につきましては、条文のとおり改めるものでございます。

続きまして、議案第1号 令和5年度長井市一般会計予算についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ186億8,400万円と定めるものでございます。

第1表の歳入でございますが、1款市税につきましては、市民税と軽自動車税などで増加を見込み、31億1,944万7,000円といたしました。7款地方消費税交付金は7億3,000万円、10款地方交付税は50億4,800万円と推計いたしました。14款国庫支出金は20億5,110万2,000円、15款県支出金は10億8,959万4,000円を計上しております。17款寄附金は主にふるさと応援基金を見込んで20億50万1,000円とし、18款繰入金はふるさと応援基金繰入金や減債基金繰入金、財政調整基金繰入金などで29億2,633万6,000円を計上しております。建設事業費に充てる21款市債は6億4,380万円でございます。

次に、歳出でございます。1款議会費に1億6,815万8,000円を計上し、公共複合施設の整備、遊びと学びの交流施設「くるんと」の運用費用、スマートシティ長井実現事業などを行う2款総務費に58億1,310万9,000円、社会福祉や児童福祉、子育て支援医療給付事業などを行う3款民生費に47億4,087万円、各種健診や予防接種などに加え、二酸化炭素排出抑制対策事業などを行う4款衛生費に12億5,953万5,000円を計上いたしました。5款労働費に4,575万8,000円、多

面的機能支払交付金事業などを行う6款農林水産業費に5億9,464万6,000円、地域連携DMO支援事業などを行う7款商工費に5億2,883万8,000円、道路、橋梁の維持、改良、都市構造再編集集中支援事業などを行う8款土木費には15億5,425万5,000円を計上しております。9款消防費に6億4,791万9,000円、小学校への医療的ケア看護職員配置事業やスクールバスの更新などを行う10款教育費に11億2,558万円を計上し、繰上償還分も踏まえた長期債の償還を行う12款公債費には21億7,533万1,000円を計上いたしました。

また、第2条から第5条までにつきましては、それぞれ条文のとおり定めるものでございます。

議案第2号 令和5年度長井市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億9,306万円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしまして、国民健康保険税として4億4,227万7,000円、県支出金として16億9,859万1,000円、一般会計繰入金として1億4,705万2,000円を見込み、計上いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費として16億5,396万円、国保事業費納付金として5億6,229万7,000円、保健事業費といたしまして4,573万2,000円を計上いたすものでございます。

第2条につきましては、条文のとおり定めるものでございます。

続きまして、議案第3号 令和5年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億573万6,000円と定めるものでございます。

歳入につきましては、分担金及び負担金

7,916万4,000円、財産収入5万円、繰入金1億2,652万2,000円を見込み、計上いたすものでございます。

歳出につきましては、山形鉄道助成費9,768万6,000円、基本積立金1億805万円を計上いたすものでございます。

議案第4号 令和5年度長井市訪問看護事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,136万4,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、療養費交付金1,731万2,000円、利用料208万4,000円、一般会計繰入金1,186万5,000円などを見込み、計上いたすものでございます。

歳出といたしましては、訪問看護ステーション運営業務負担金などの事業費として3,136万4,000円を計上いたすものでございます。

続きまして、議案第5号 令和5年度長井市介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ33億2,728万2,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしまして、介護保険料6億4,710万1,000円、国庫支出金7億7,110万6,000円、支払い基金交付金8億6,440万1,000円、県支出金5億1,920万4,000円のほか、一般会計及び基金からの繰入金などを見込み、計上いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、総務費3,304万2,000円、保険給付費31億1,020万7,000円、地域支援事業費1億7,372万9,000円などを計上いたすものでございます。

第2条につきましては、条文のとおり定めるものでございます。

議案第6号 令和5年度長井市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,925万3,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料2億7,840万2,000円、一般会計繰入金1億1,047万7,000円を見込み、計上いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金3億8,384万9,000円を計上いたすものでございます。

次に、議案第7号 令和5年度長井市宅地開発事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,672万2,000円と定めるものでございます。

歳入といたしましては、宅地売払い収入1,916万円、使用料3,000円、財産運用収入3,000円、宅地開発基金繰入金1,755万6,000円を見込み、計上いたすものでございます。

歳出といたしましては、宅地開発総務管理費231万7,000円、宅地造成費8万2,000円、公債費3,432万3,000円を計上するものでございます。

議案第8号 令和5年度長井市水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業総収益として7億731万7,000円、事業総費用として前年度対比5.1%増の6億1,610万8,000円と定めるものでございます。

第4条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入として企業債1億8,080万円、一般会計負担金170万円、国庫補助金1,725万1,000円、資本的支出として建設改良費2億3,978万7,000円及び企業債償還金2億7,591万円と定めるものでございます。差引き不足する財源につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資

金、利益剰余金をもって補填するものでございます。

第5条から第9条までにつきましては、それぞれ条文のとおり定めるものでございます。

最後に、議案第9号 令和5年度長井市下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、主な事業収益として第1款公共下水道事業収益では下水道使用料2億9,588万8,000円、一般会計負担金3,057万1,000円を計上し、収益的収入は第1款から第4款まで合わせて総額9億4,656万6,000円、収益的支出は維持管理費等を計上し、第1款から第4款まで合わせて総額9億3,785万4,000円と定めるものでございます。

第4条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、主な資本的収入として第1款公共下水道事業では国庫補助金5,756万5,000円、一般会計補助金1億9,207万3,000円を計上し、資本的収入は第1款から第4款まで合わせて総額4億8,885万円、資本的支出は建設改良費等を計上し、第1款から第4款まで合わせて総額8億7,155万6,000円と定めるものでございます。

差引き不足する財源につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに当年度分損益勘定留保資金をもって補填するものでございます。

第5条から第10条までにつきましては、それぞれ条文のとおり定めるものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○浅野敏明議長 提案者の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

まず、日程第8、議案第10号から日程第24、議案第26号までの質疑を行います。

なお、これからの一般議案17件につきましては、所管する常任委員会に付託の上、ご審査いただく予定でありますので、その点お含みの上、

ご質疑をお願いいたします。

まず、日程第8、議案第10号 置賜広域行政事務組合規約の一部変更についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第9、議案第11号 指定管理者の指定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第10、議案第12号 指定管理者の指定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第11、議案第13号 指定管理者の指定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第12、議案第14号 指定管理者の指定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第13、議案第15号 市道路線の認定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第14、議案第16号 市道路線の廃

止についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第15、議案第17号 長井市個人情報保護法施行条例の設定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第16、議案第18号 長井市犯罪被害者等支援条例の設定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第17、議案第19号 長井市教育施設使用条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第18、議案第20号 長井市児童センター及び学童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第19、議案第21号 長井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 質疑もないので、質疑を終結い

たします。

次に、日程第20、議案第22号 長井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第21、議案第23号 長井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第22、議案第24号 長井市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第23、議案第25号 長井市消防団条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第24、議案第26号 長井市農村地域工業導入審議会条例を廃止する条例の設定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第25、議案第27号から日程第39、議案第9号までの質疑を行います。

なお、これからの予算議案15件につきましては、予算特別委員会を設置し、ご審査いただく予定でありますので、その点お含みの上、ご質疑をお願いいたします。

まず、日程第25、議案第27号 令和4年度長井市一般会計補正予算第14号の1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第26、議案第28号 令和4年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第1号から日程第28、議案第30号 令和4年度長井市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号までの3件について、一括して質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第29、議案第31号 令和4年度長井市水道事業会計補正予算第4号及び日程第30、議案第32号 令和4年度長井市下水道事業会計補正予算第5号の2件について、一括して質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第31、議案第1号 令和5年度長井市一般会計予算の1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第32、議案第2号 令和5年度長井市国民健康保険特別会計予算から日程第37、議案第7号 令和5年度長井市宅地開発事業特

別会計予算までの6件について、一括して質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第38、議案第8号 令和5年度長井市水道事業会計予算及び日程第39、議案第9号 令和5年度長井市下水道事業会計予算の2件について、一括して質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

以上で全議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。日程第8、議案第10号 置賜行政事務組合規約の一部変更についてから日程第24、議案第26号 長井市農村地域工業導入審議会条例を廃止する条例の設定についてまでの一般議案17件は、別紙付託表のとおり、所管する常任委員会に付託の上、ご審査願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。日程第25、議案第27号 令和4年度長井市一般会計補正予算第14号から日程第39、議案第9号 令和5年度長井市下水道事業会計予算までの予算議案15件を審査するため、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 異議なしと認めます。

よって、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置することに決定いたしました。

予算議案15件は、ただいま設置することに決定いたしました予算特別委員会に付託すること

にいたします。

散 会

○浅野敏明議長 本日は、これをもって散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 1時39分 散会